（機構及び作用）

第百十八条　体温計用基準電気式温度計の機構及び作用は、日本産業規格Ｔ一一四〇（二〇二四）附属書による。

第百十九条から第百三十条まで　削除

第二節　基準器公差

（基準ガラス製温度計の基準器公差）

第百三十一条～第百三十三条　［略］

（体温計用基準電気式温度計の基準器公差）

第百三十三条の二　体温計用基準電気式温度計の基準器公差は、日本産業規格Ｔ一一四〇（二〇二四）附属書による。

第百十八条　基準ガラス製温度計のうち、基準水銀温度計は、最小の目量が〇・〇五度、〇・一度、〇・二度、〇・五度又は一度のものでなければならない。

第百十九条　基準ガラス製温度計であって、感温液が水銀等以外の液体であるもの（以下この章において「基準液体温度計」という。）の目盛線は、液面の最下部による示度により付されていなければならない。

2　基準液体温度計は、目量が〇・五度又は一度のものでなければならない。

（機構及び作用）

第百二十条　基準液体温度計に封入されている液体が染料により着色されているときは、その染料は、容易にたい色し、又は沈でんしないものでなければならない。

第百二十一条　基準液体温度計は、計ることができる最高の温度が五十度以下のものでなければならない。

第百二十二条　目量が〇・二度以下の基準ガラス製温度計は、常温に三日以上放置した後に零度の温度を計ったときの示度と、百度の温度（計ることができる最高の温度が百度未満のときは、計ることができる最高の温度の絶対値が計ることができる最低の温度の絶対値より大きいか又は等しい場合にあっては、計ることができる最高の温度、それ以外の場合にあっては、計ることができる最低の温度）に三十分間保った直後に零度の温度を計ったときの示度との差が〇・〇八度を超えるものであってはならない。

第百二十三条　基準ガラス製温度計は、三十分間以上計ることができる最高又は最低の温度に近い温度に保った後八時間以内に零度の目盛線における器差の検査を行ったときの器差と、再び三十分間以上計ることができる最高又は最低の温度に保った後八時間以内に零度の目盛線における器差の検査を行ったときの器差との差が、基準器公差の二分の一以下のものでなければならない。

第百二十四条　基準ガラス製温度計は、計ることができる最低の温度に保ったときに、感温液の移動が円滑でないため、示度の読み取り難いもの又は容易に誤差が生ずるものであってはならない。

第百二十五条　基準ガラス製温度計は、計ることができる最高の温度に保ったときに、感温液の沸騰、酸化、蒸発、凝結若しくは気泡の発生又は球部の変形等が生ずるため、示度の読み取り難いもの又は容易に液切れ若しくは誤差が生ずるおそれがあるものであってはならない。

第百二十六条　二重管の基準ガラス製温度計は、外管の頭部が溶接されたものでなければならない。

第百二十七条から第百三十条まで　削除

第二節　基準器公差

（温度基準器の基準器公差）

第百三十一条～第百三十三条　［略］

［新設］